

ガソリンや軽油，灯油を運搬， 貯蔵取扱する方法を説明します！！

Q: 灯油用ポリエチレン缶に，ガソリンや軽油は入れられますか？

A: **入れられません！**

灯油用ポリエチレン缶は，灯油専用として性能試験に合格していますので，灯油以外，つまりガソリンや軽油を入れることはできません。（さらにポリ缶にも飲料水用などがありますので注意してください）

Q: いろんな種類の危険物は何に入れていいのですか？

A: **ガソリンは，性能試験に合格した金属製携行缶（表示あり），その他は適合した容器に入れましょう。**

ガソリン・軽油・灯油どれもOK！！



灯油のみOK！



軽油のみOK！



※容器には必ず何を入れているのか表示してください！！

Q: 草刈り機などに使用するために少量だけペットボトルに小分けしてもいいですか？

A: **チェーンソーや草刈機等の混合燃料用として，ガソリンを容器に詰替（小分け）してもらう場合も，ガソリン携行缶を使用することが適切であると考えられます。また混合油の場合でも成分はガソリンが主なので，とても揮発性が高く危険です。ガソリン用の金属製携行缶等に入れて保管してください！**

Q: セルフスタンドでは自分で容器に入れてもいいですか？

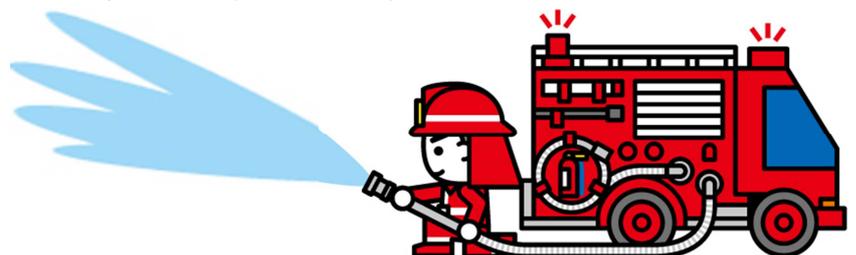
A: **セルフのガソリンスタンドでお客さんが自らガソリン，軽油を容器に詰め替えることは消防法令で認められていません。あくまでも車両に固定された燃料タンクへ入れることのできる専用の設備です！**

Q: 配達してもらった場合は何に入れてもいいのですか？

A: **配達してもらった場合に関しても，各種危険物の性能試験に合格した容器に必ず入れてください。また，配達用のローリーから容器以外のものに直接給油する行為については，指定数量未満であれば問題ありません（ただし，引火点が40℃以上の危険物に限る）！**

【罰則】 基準に適合しない容器で運搬した者及び詰め替えした者（消防法第 10, 16 条違反）

3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が消防法により規定されています！！



玉野市消防本部・玉野地区防火協会
☎0863-31-5712（予防課）